

ショートステイ 遊生の園 利用料金表【負担割合1割】

当施設の介護サービス費の区分は、『併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅰ)』です。

負担段階 ※1	介護度	基本部分 単位数	各種加算 単位数 ※2	サービス利用料金 合計額(1日)	滞在費	食費 ※3	滞在費・食費 合計額(1日)	最終合計 金額(1日)	送迎 ※4
第4段階	要支援1	523	6	¥538	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥3,989	184
	要支援2	649	6	¥667	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,118	
	要介護1	696	24	¥733	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,184	
	要介護2	764	24	¥802	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,253	
	要介護3	838	24	¥877	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,328	
	要介護4	908	24	¥948	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,399	
	要介護5	976	24	¥1,017	¥2,006	¥1,445	¥3,451	¥4,468	
第3段階②	要支援1	523	6	¥538	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,148	
	要支援2	649	6	¥667	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,277	
	要介護1	696	24	¥733	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,343	
	要介護2	764	24	¥802	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,412	
	要介護3	838	24	¥877	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,487	
	要介護4	908	24	¥948	¥1,310	¥1,300	¥2,610	¥3,558	
	要介護5	976	24	¥1,017	¥1,310	¥1,300	¥1,960	¥2,977	
第3段階①	要支援1	523	6	¥538	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥2,848	
	要支援2	649	6	¥667	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥2,977	
	要介護1	696	24	¥733	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥3,043	
	要介護2	764	24	¥802	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥3,112	
	要介護3	838	24	¥877	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥3,187	
	要介護4	908	24	¥948	¥1,310	¥1,000	¥2,310	¥3,258	
	要介護5	976	24	¥1,017	¥1,310	¥1,000	¥1,960	¥2,977	
第2段階	要支援1	523	6	¥538	¥820	¥600	¥1,420	¥1,958	
	要支援2	649	6	¥667	¥820	¥600	¥1,420	¥2,087	
	要介護1	696	24	¥733	¥820	¥600	¥1,420	¥2,153	
	要介護2	764	24	¥802	¥820	¥600	¥1,420	¥2,222	
	要介護3	838	24	¥877	¥820	¥600	¥1,420	¥2,297	
	要介護4	908	24	¥948	¥820	¥600	¥1,420	¥2,368	
	要介護5	976	24	¥1,017	¥820	¥600	¥1,210	¥2,227	
第1段階	要支援1	523	6	¥538	¥820	¥300	¥1,120	¥1,658	
	要支援2	649	6	¥667	¥820	¥300	¥1,120	¥1,787	
	要介護1	696	24	¥733	¥820	¥300	¥1,120	¥1,853	
	要介護2	764	24	¥802	¥820	¥300	¥1,120	¥1,922	
	要介護3	838	24	¥877	¥820	¥300	¥1,120	¥1,997	
	要介護4	908	24	¥948	¥820	¥300	¥1,120	¥2,068	
	要介護5	976	24	¥1,017	¥820	¥300	¥1,120	¥2,137	

1単位=10.17円

※1 第4段階：下記第1段階～第3段階以外の方

第3段階②：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が120万円超の方

第3段階①：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が80万超120万円以下の方

第2段階：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方

第1段階：生活保護を受けている方など

※2 【上表で計上している加算】

・夜勤職員配置加算(Ⅱ)：18単位/日 ※介護予防は除く

・サービス提供体制強化加算(Ⅲ)：6単位/日

【上表で計上していない加算】

・若年性認知症利用者受入加算：120単位/日 ※対象者のみ算定する

・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)：(基本部分単位数+各種加算単位数)×8.3%が別途かかります。

・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)：(基本部分単位数+各種加算単位数)×2.3%が別途かかります。

※3 食費1日につき、おやつ代として120円を別途ご負担いただくことをご了承下さい。

※4 送迎をご利用になる場合は、片道184単位がかかります。

(通常の送迎範囲) 新潟市の南区全域、西蒲区の旧湯東村・旧中之口村全域

※5 特養の空室を利用した「空床型ショート」は、加算内容が上記と異なる場合があります。

※6 65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割(3割)となります。その場合、

令和3年8月1日現在